

## 嘉祥三年 (850) 出羽地震に関する論点の整理 —「海水漲移」をどう解釈するか—

### Organizing issues related to AD 850 Dewa earthquake -How to interpret the "overflowing seawater"-

松岡 祐也<sup>1</sup>・今村 文彦<sup>2</sup>

#### 1. はじめに

古代の東北地方の地震としてよく知られているものは貞観十一年 (869) に発生した、いわゆる貞観地震であるが、このほかにも日本海側では天長七年 (830)・嘉祥三年 (850) に地震が発生している。しかし日本海側の地震については、いまだ分かっていないことが多く、実態がはっきりとしていない。これは、これらの地震に関する研究が少なく、あまり進展がみられないことによるものと思われる。加えて古代の地震全般に言えることであるが、この時期は地震に関する史料の数が少なく、さらに解釈の難しさもあって、手を出しにくいという側面もあるだろう。ここでの解釈の難しさとは、1 文字 1 単語の意味の取り方で全く違った地震像が現れることを意味しており、そういう意味でも、古代の地震は扱いが難しいと言えるだろう。

そのようななか、嘉祥三年出羽地震 (以下、嘉祥三年地震) については津波を伴った可能性に言及するものが見うけられる。しかし、そういったものは具体的に踏み込んだ分析を行っているわけではなく、史料の解釈からそう読み取れそうだという程度のところにとどまっているのが現状である。津波を伴ったか否かの問題は、この地震の実像を考える上で最も重要な点であろうと思われる。

そこで今回は、この嘉祥三年地震について関連する史料を再確認したうえで研究状況を

整理し、そこから論点を見出すことで、改めて津波を伴った可能性について考えてみたいと思う。

#### 2. 嘉祥三年出羽地震に関する史料について

まず、嘉祥三年地震に関する史料にはどのようなことが書かれているのかを確認しておこう。この地震に関する史料記述は、以下に掲げるものである (ここでは地震史料集『増訂大日本地震史料 第一巻』を『武者 1』という略称で表している)。

史料 1 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十月十六日条 (『武者 1』 p47)

出羽国言上、地大震裂、山谷易<sub>レ</sub>處、壓死者衆、

史料 2 『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十一月廿三日条 (『武者 1』 p47)

詔曰、(中略) 出羽州壤、偏應<sub>レ</sub>銅龍之機<sub>レ</sub>、邊府黎甿、空被<sub>レ</sub>梟禽之害<sub>レ</sub>、邑居震蕩、蹈<sub>レ</sub>厚載<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>安、傾頽、想<sub>レ</sub>難虞<sub>レ</sub>而益恐、(以下略)

史料 3 『日本三代実録』仁和三年五月廿日条 (『武者 1』 p47)

先<sub>レ</sub>是、出羽守從五位下坂上大宿祢茂樹上言、国府在<sub>レ</sub>出羽郡井口地<sub>レ</sub>、即是去延曆年中、陸奥守從五位下小野朝臣岑守、拋<sub>レ</sub>大將軍從三位大宿祢田村麻呂論奏<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>建也、去嘉祥三年地大震動、形勢變動、

<sup>1</sup> 仙台市博物館、東北大学大学院

<sup>2</sup> 東北大学災害科学国際研究所

既成<sub>レ</sub>窪泥<sub>一</sub>，加之海水漲移，迫<sub>レ</sub>府六里所<sub>一</sub>，大川崩壊，去<sub>レ</sub>隄一町餘，兩端受<sub>レ</sub>害，無<sub>レ</sub>力<sub>一</sub>隄塞<sub>一</sub>，埋没之期在於<sub>レ</sub>旦暮<sub>一</sub>，望請，遷<sub>レ</sub>建最上郡大山郷保賣土野<sub>一</sub>，據<sub>レ</sub>其險固<sub>一</sub>，避<sub>レ</sub>彼危殆<sub>一</sub>者，(以下略)

嘉祥三年地震に関する史料は、他の地震史料集にもいくつか掲げられているが、それらはおよそ上記史料を引用したものか、あるいは被害状況を読み取ることのできないものである。いずれも重要な記載があるわけではないため、この地震に関する研究のためには改めて確認する必要はないと思われる。

上記 2 種類の史料は、どちらも「六国史」と呼ばれる、『日本書紀』にはじまる編纂史料群に含まれるものである。史料 1・2 は文徳天皇の時代 (850-858) の編年史、史料 3 は清和・陽成・光孝天皇の時代 (858-887) の編年史で、「六国史」のなかで最後に編纂されたものである。この 2 種類の史料に、嘉祥三年地震に関する記述が見える。

ここで注意しなければならないのは、史料 3 は地震から 37 年後 (仁和三年は西暦 887 年に当たる) の話であり、地震直後の現地報告である史料 1・2 とはやや性格が異なるという点である。史料 3 で述べられているのは、出羽国府を移転したいという出羽守 (出羽国の長官) 坂上茂樹の奏上に対して朝廷でどのような議論が交わされたかであって、地震による被害状況の報告ではないのである。

史料 3 については、この点に留意する必要がある、書かれた自然現象がすべて嘉祥三年地震によるものかというところが問題となってくる。史料 1・2 と史料 3 の間にある 37 年をどう解釈するのか。これは、後述する先行研究の整理でも分かれており、この地震を考える上での論点となるものである。

### 3. 嘉祥三年出羽地震に関する研究状況

嘉祥三年地震についての研究は数も少なく、わずかに自治体史などで言及される程度にとどまっている。そのためあってもか、先行研

究でどのようなことが言われているか触れられていないのが現状である。つまり、研究状況が未整理なのだ。そこで次に、嘉祥三年地震についての研究状況を確認してみようと思う。

最初は、地元自治体で編纂された各自治体史である。例えば『八幡町史 上巻』では「嘉祥三年(八五〇)に大地震があり地形が変形し、津波が府六里の所まで迫り、大川は崩壊し堤防は欠かいしたという。」とあり、津波が出羽国府に接近したとしている。地震から国府移転の奏上まで 37 年経過している点については、この間国府の建物や地盤に修復を加えながら持ちこたえていたのだろうとしている。

一方で『余目町史 上巻』には地震から 37 年後の国府移転奏上について「地震の被害を放置しておくには長すぎる」とし、「地震の陥没地に海水が侵入してきたことを恐れて」のことであったとしている。さらに『余目町史 上巻』ではこの水害についての考察を加えており、この時期には全国的に国府移転の問題が起こっており、「七、八世紀に低地に設置された国府が、水を避けて高地に遷されるのである。」とする。海水の浸入については、この時期の海水準の上昇と地震による陥没の相乗的な作用であろうとしている。

他の自治体史もほぼこの 2 つのような記述であり、自治体史によって「海水漲移」の理解は一致していないことが分かる。しかし、より詳細に検証しているのは津波とは異なる自然現象を推定している自治体史であり、津波を伴ったと推定する自治体史は簡潔な記載にとどまっているという傾向がある点は注目される。

次に『続古地震』を確認してみる。ここでは「第 11 章 訂正を要する諸地震」の項目として嘉祥三年地震に言及している。ここでも『余目町史 上巻』同様、地震から国府移転奏上までの 37 年を問題にしており、史料の記述の仕方が他の地震津波の表現と異なることから、津波とすることは疑わしいと考えている。史料中の「海水漲移」は津波ではなく、地震によって生じた陥没地へ徐々に海

水が浸入したとしており、『余目町史 上巻』に近い理解をしている。

このほかの文献では、単に「津波があった」と記述し検証は行っていないものや、そもそも「海水漲移」の解釈を行わないものがほとんどである。これは、特に史料3が国府移転を問題としていることから、出羽国府の位置の議論が重視され、「海水漲移」がどのような現象であるかはあまり関心を持たれなかったことも要因に挙げられるだろう。

以上より、嘉祥三年地震について先行研究は「津波を伴った」「津波以外の自然現象が起きていた」の2つに大別できるだろう。そして、その際に地震から37年後の国府移転奏上をどう解釈するかによって「海水漲移」の解釈が分かれていることも分かった。

なお『続古地震』では出羽国府の所在地も問題としており、この「海水漲移」という自然現象から国府の位置を広野新田（山形県酒田市広野）であろうと理解している（図1）。



図1 嘉祥三年出羽地震に関わる山形県庄内地方の地名

庄内地方には大小の河川が流れており、いくつかは最上川に合流している。ただし、河川の流路は大きく変化していると考えられており、「大川」を考えると際にはこの点に注意が必要である。なお酒田市は2005年に八幡町・松山町・平田町と合併している。

しかし近年では、当時の出羽国府は城輪柵（きのわのさく、山形県酒田市城輪）であったと考えられており、考古学の成果（例えば、荒木2010）からもそれが裏付けられている。『続古地震』の見解は近年の研究成果が活かされておらず、少なくとも出羽国府の位置を広野新田とすることについては全く採用することができないと言えるだろう。

#### 4. 「海水漲移」解釈のための論点

ここまで史料の確認と先行研究の整理を行ってきたが、ここから「海水漲移」を解釈するために考えなければならない論点を挙げてみる。

- (1) 地震から国府移転の奏上まで37年経過したことをどう考えるか
- (2) 「海水漲移」と「大川崩壊」による水害は関連するのか

このうち(1)については先行研究でも特に問題にしていた点である。37年前の地震による被害を国府移転とどう結びつけるのか、また「海水漲移」という自然現象が史料1・2には見られない点をどう考えるのか。その結論によって津波の有無が判断されるのだろうと思われる。

また、大きな論点とされていないが、(2)も重要であると思われる。考古学の成果などから、当時の出羽国府が城輪柵であることは疑いようがなく、「迫<sub>二</sub>府六里<sub>一</sub>」は城輪柵の外郭からの距離が6里（約3km）であるということになる。『八幡町史 上巻』のように「海水漲移」を津波と理解しているものは、どうやら「大川」をさかのぼった津波によって堤防が破壊されたと理解しているようである。しかし、津波ではないとするものではこの2つは別の時点で発生した現象であると考えている。同時に、「大川」をどの河川に比定するかも問題となってくるだろう。

以上の2つの論点についての考察は、「海水漲移」をどう理解するかにとどまらず、嘉祥三年地震の実像を考える上でも重要な問題であると思われる。

## 5. 「海水漲移」をどう解釈するか

嘉祥三年地震を考えるための論点を整理してみたが、最後にそれを踏まえて「海水漲移」をどう解釈するかについての私見を述べたいと思う。

仮に「海水漲移」を津波であるとしてみよう。その場合、なぜ地震直後の現地報告（史料 1・2）に記述が見られなかったのかが大きな問題となる。その理由として①国府への直接的な危機とは認識されなかった、②国府への直接的な危機と感ぜられるのに時間がかかった、の 2 つが考えられるのだが、もし①のように直接的な危機と思われていないならば、国府移転の理由に挙げられることはないだろう。また②にあるような 37 年も経過して危機と認識されるような現象を津波と理解することはできないのではないか。やはり、国府移転の奏上が地震後 37 年経過しているのは、徐々に危機が迫っていた状況下にあることを示していると理解するべきだろう。

徐々に危機が迫っているとすれば、それは津波とは異なる自然現象が生じていると考える必要がある。大川の堤は地震でもろくなっていたと思われるが、崩壊したのは海水が入り込んだ結果なのか、あるいは洪水などが発生したためなのか。「海水漲移」と「大川崩壊」の関連はまだ分からないところもあるが、い

ずれにせよ出羽国府の移転は津波とは異なる水害を原因とすると考えられる。

近年、日本海側の地震についても関心が高まりつつあるなかで、この嘉祥三年地震の実態が明らかになることは、大変有意義であると考えられる。しかし、古代の史料は解釈が難しいところがあり、容易にその実像を見いだせるものではない。そういう点からも、この地震についてはもっと慎重に取り扱う必要があるように思われる。

なお本論は、原子力規制庁からの委託業務「平成 26 年度原子力施設等防災対策等委託費（津波痕跡データベースの高度化）事業」（代表：東北大学 今村文彦）の成果の一部をとりまとめたものである。

## 参考文献

- 余目町, 1985 年, 余目町史 上巻  
荒木志伸, 2010 年, 城輪柵政庁に関する一考察, 日本古代学, 第 2 号, pp1-16  
萩原尊禮編, 1989 年, 『続古地震』, 東京大学出版会  
武者金吉, 1941 年, 増訂大日本地震史料 第一巻, 文部省震災予防評議会  
八幡町史編纂委員会, 1981 年, 八幡町史 上巻